

市民会館は集団受付方式

記載方法の説明を受けながら、自分で申告書を作成してもらいます。
身体的理由で自分で書くことが難しい方は、会場でご相談ください。

確定申告 申告が必要な方

- 給与収入で所得税が差し引かれているが年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年度途中退職者など）
- 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除※注1を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など）
- 定められた団体に2,000円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方（5か所を超える都道府県・市区町村に寄附[ふるさと納税]をした方、および5か所以内の場合でも、ふるさと納税ワンストップ特例制度[寄附先への申請により確定申告をすることなく控除を受けられる制度]を利用しない方は確定申告が必要です）
- 公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入は合計400万円以下でも、公的年金以外に20万円を超える所得がある方
- 給与所得者で、給与以外に20万円を超える所得がある方
- 平成28年中の給与収入が2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けた方



次に該当する方は、札幌東税務署で申告してください (市民会館では申告できません)

- 給与収入のある方で特定支出控除を受ける方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方
- 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方
- 配当収入（株式や投資信託など）の申告を行う方
- 土地や建物、株などを売って収入を得た方
- 災害や盗難などで一定の額以上の被害にあった方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 退職金の申告を行う方
- 住宅借入金等特別控除を受ける方



※これらの方々以外にも確定申告の必要な場合があります。

年金400万円以下でも申告が必要な方がいます

公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、次に該当する方は確定申告を行う必要があります。

- 所得税の還付を受ける方 ⇒ 札幌東税務署や市民会館で申告
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方
⇒ 札幌東税務署で申告（市民会館では申告できません）

※確定申告の必要がなくても、住民税申告を行うことで住民税が減額になる場合があります。

住民税申告 申告が必要な方

確定申告が不要でも、次の方は住民税申告が必要です。

- 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費※注1など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）
 - 公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方
 - 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方
 - 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方
- ※札幌東税務署では、住民税申告は受け付けできません。



注意

今回から大麻集会所では 住民税申告のみを受け付けます

今回から、札幌東税務署からの派遣を受けられなくなるため、大麻集会所では確定申告は受け付けできません。

確定申告をされる方は、札幌東税務署や市民会館で申告してください。
※市民会館は確定申告の一部のみ受け付け

マイナンバー（個人番号）の 記載が始まります

申告者本人の本人確認書類の提示が必要です。（控除対象配偶者、扶養親族などの本人確認書類は不要）



※注1 医療費控除

平成28年中に医療費などを10万円(所得が200万円未満の場合は所得の5%)を超えて支払った場合、超えた分を医療費控除で申告できます。対象となる医療費の詳細は、税務署までお問い合わせください。

なお、医療費の明細書（集計表）は、必ず事前に計算し、来場前に作成しておいてください。作成していない場合、会場で作成してもらいますので、受け付けまで時間がかかることがあります。また、すでに他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

医療費控除で 医療費は還付されません

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

【詳細】市民税課市民税係 ☎ 381・1012

税の申告は、自分が納める税金の増減に関わる大事な手続きです。
確定申告は札幌東税務署で、住民税申告は市民会館、市役所大麻出張所2階大麻集会所（以下、大麻集会所）で受け付けます。ただし、確定申告の一部は、市民会館でも受け付けます（9ページの会場と日程の表を参照）。
※本年から大麻集会所では確定申告は受け付けできません。
市民会館の会場は初日から2月中旬まで混み合う傾向にあり、待ち時間が長くなっていますので、時間にゆとりを持ってお越しください。

税の申告受付 が始まります

確定申告と住民税申告の受付会場と日程

| 会場 | 日程 | 受付(開場 8:45) | 受け付ける申告 |
|-----------------------|--|--|--|
| 江別市民会館 21号室 | 2月8日(水)～3月15日(水) 土曜日・日曜日・祝日は休みです。 | 9:00～11:30 13:00～16:00 ※3月15日(水)は15:00まで | ●住民税申告 ●確定申告の一部 ※給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付け |
| 大麻集会所 (市役所大麻出張所2階) | 2月3日(金)・2月6日(月) 来場者が多い場合は途中で受け付けを終了することがあります。 | 9:30～11:00 13:00～16:00 | ●住民税申告 ※確定申告は受け付けできません |

※3月16日(木)以降の確定申告は、市役所では受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください。

| 会場 | 日程 | 申告相談時間 | 受け付ける申告 |
|---|--|---|---------------------------|
| 札幌東税務署 (札幌市厚別区厚別東 4条4丁目 ☎897-6111) | 2月16日(木)～3月15日(水) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月19日(日)、2月26日(日)は受け付けます) | 9:00～17:00 ※申告書作成には時間がかかりますので、午後4時ごろまでに受け付けを。混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。 | ●確定申告 ※住民税申告は受け付けできません |

※2月15日(水)以前は開設していません。また、申告に関する質問や必要書類の確認は電話でもできます。

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、印刷して郵送などで提出することができます。給与所得や年金所得のみの方専用の、初めてでも作成しやすいページもありますので、ぜひご利用ください。国税庁HP = <http://www.nta.go.jp/>

平成29年から、江別市民会館と大麻集会所での税務署員による確定申告相談は行いません。札幌東税務署にお越しいただくか、国税庁ホームページをご利用ください。

納税には便利な振替納税のご利用を

振替納税を利用の場合、所得税と復興特別所得税は4月20日(木)、消費税および地方消費税は4月25日(火)が口座振替日です。

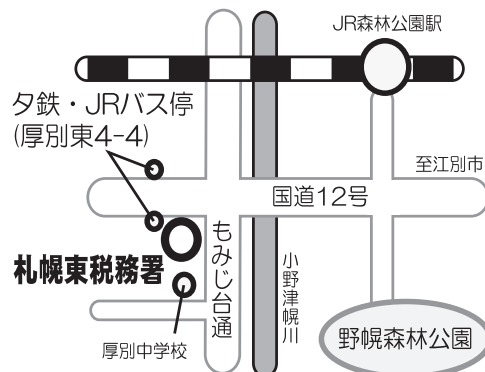
「税理士による無料申告相談」を実施します

対象：年金受給者
会場：北海道経済センター8階Aホール(札幌市中央区北1条西2丁目)
開催日時：1月30日(月)～2月9日(木) 土曜日・日曜日除く
9:00～17:00(最終受付16:00)

※申告書作成には時間がかかりますので、早めのご来場を。混雑時は、受付を早めに締め切ることがあります。また、駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

確定申告書にマイナンバーの記載が始まります

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書を提出するときには、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。(控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要)



駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

申告に必要なもの

▶ 共通

- ①印鑑 ②マイナンバーに関する書類(マイナンバーカード ※マイナンバーカードを取得していない場合は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など) ③前年中(平成28年1月～12月)の収入金額、経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など、コピー不可)
- ④控除に関する書類
 - ・前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書
 - ・前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送の予定)
 - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ⑤申告者名義の預貯金の口座番号(還付申告者のみ)

▶ 医療費控除を受ける方 左記①～⑤のほか、次のとおり。

- 医療費の明細書(任意の様式でも可) 事前に病院や薬局などの支払先ごとにまとめて金額を集計して記入し、領収書も添付してください。なお、生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください(全体額からではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください)。
- 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
 - ・1年目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。
 - ・2年目以降/領収書および市の介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」で可(該当しない場合がありますので、詳しくは介護保険課[☎381-1067]にご確認ください)。
- 医療機関への交通費 公共交通機関分(バス、JR、地下鉄など)は医療費の明細書に往復の単価と通院回数、金額を記入してください(領収書不要)。タクシー代については、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。



初めて車のナンバー指定(車両番号指定)を受け、それから13年を経過した軽4輪自動車など(電気自動車などは除く)には「経年重課税率」が課されます。税率は表のとおりです。

〔詳細〕 市民税課税制係 ☎ 381-1012



13年経過した軽自動車は税が割増に 軽自動車税の税率

| 区分 | 税率(円) | | |
|-------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| | 登録年月日(*) | 登録年月日(*) | 登録年月日(*) |
| | H27.3.31以前 <現行税率> | H27.4.1以降 <改正税率> | から13年経過 【経年重課税率】 |
| 3輪(660cc以下) | 3,100 | 3,900 | 4,600 |
| 4輪以上 乗用 | 営業用 | 5,500 | 6,900 |
| | 自家用 | 7,200 | 10,800 |
| 4輪以上 貨物用 | 営業用 | 3,000 | 3,800 |
| | 自家用 | 4,000 | 5,000 |

(*) 登録年月日=初めて車両番号の指定を受けた年月日。

住宅の改修工事で①②③のいずれかの条件に合う場合、その家屋の固定資産税が減額されます。平成28年中に完了した工事は、平成29年度分の税額が減額になります。対象の工事は次の通りです。



家の改修で固定資産税が減額

- ① 耐震改修**
昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事で現行の耐震基準に適合していると証明された家屋。
- ② バリアフリー改修**
平成19年1月1日以前に建てられた住宅で、65歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。
- ③ 省エネ改修**
平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していると証明された家屋。

申込期限 平成29年3月31日(金)まで

※①②③のいずれも、工事費用が50万円超のものが対象(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上)。

※②③は補助金などを除いた額が50万円超のものが対象。

工事後、原則3か月以内に、申告書と必要書類を提出してください。対象工事内容は、必要書類と減額適用期間は制度で異なりますので、事前にお問い合わせください。提出後に現地を確認します。

〔詳細〕 資産税課家屋・償却資産係 ☎ 381-1404

空き家を相続して譲った場合 控除を受けられる可能性があります

空き家の譲渡所得特別控除特例



相続した空き家、または、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した場合、譲って得た所得から3,000万円を控除できるようになりました。

※制度を利用するためには、確定申告が必要です。※市民会館では受け付けできませんので、札幌東税務署で申告してください。※確定申告に必要な被相続人居住用家屋等確認書の発行は、市役所1階資産税課8番窓口へ。

この制度は、空き家を減らすための特例措置として平成28年分から実施されます。

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

要介護認定を受けている方の 障害者控除

基準日(平成28年12月31日)に、次の要件をすべて満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」(無料)を申告の際に添付することで障害者控除の対象になります。

- 市内に居住する65歳以上の方
- 障害者手帳の交付を受けていない方
- 要支援2および要介護1~5の介護認定を受けている方で、身体や精神の障がいの程度が障がい者と同程度と認められる方

認定書の発行は、市役所西棟1階介護保険課14番窓口へ。〔詳細〕 介護保険課 ☎ 381-1067

年金差し引きの介護・後期高齢者 医療保険料の注意点

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料の額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

〔詳細〕 医療助成課 ☎ 381-1403

不動産収入は 固定資産課税明細書のご利用を

札幌東税務署での不動産収入の申告の際には、昨年5月にお送りした「固定資産税・都市計画税納税通知書」に各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書を添付していますので、ご利用ください。〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

「ごみ・資源物の収集日カレンダー」を公共施設で配布しています

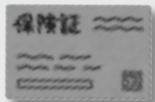


「ごみ・資源物の収集日カレンダー」や「分別の手引き」が必要な方は、下表の公共施設でお受け取りください。市ホームページからもダウンロードできます。※カレンダーは、昨年9月中に各家庭にお届けしています。

〔詳細〕 廃棄物対策課 ☎ 383-4211

| 配布場所 | 住所 |
|-------------------|------------|
| 市役所本庁舎案内窓口 | 高砂町 6 |
| 水道庁舎内証明交付窓口 | 萩ヶ岡 1-4 |
| 市役所大麻出張所 | 大麻中町 26-4 |
| 中央公民館(コミュニティセンター) | 3条5丁目 11-1 |
| 野幌公民館 | 野幌町 13-6 |
| 大麻公民館(えぼあホール) | 大麻中町 26-7 |
| 豊幌地区センター | 豊幌 686-10 |
| 区画整理記念会館 | 朝日町 11-12 |
| 江別元町地区センター | 元町 1-2 |
| 野幌鉄南地区センター | 東野幌本町 62-1 |
| 大麻東地区センター | 大麻東町 13-11 |
| 大麻西地区センター | 大麻沢町 26-2 |
| 文京台地区センター | 文京台 7-4 |
| 廃棄物対策課減量推進係 | 工栄町 14-3 |

忘れていませんか？ 国保の手続き



退職などにより健康保険に加入していない方や健康保険の扶養からはずれた方などは、必ず国保に加入してください。また国保に加入している方が勤務先の健康保険に加入した場合は、脱退の届出が必要です。必要書類などは、お問い合わせください。

〔詳細〕 国保年金課 ☎ 381-1028

ご確認ください 2つの給付金

(平成28年[昨年]1月1日時点で江別市にお住まいの方が対象)

臨時福祉給付金

1人 3,000円 (受付中)

●支給対象者

平成28年度の市民税が非課税の方(課税者の扶養親族などや生活保護受給者などは除く)

※支給は1回限り

※対象となる可能性がある方には申請書を送付していますが、対象のはずなのに申請書が届かないという方はお問い合わせください(申請期限は平成29年2月28日)

経済対策臨時福祉給付金

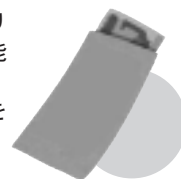
1人 15,000円 (1月下旬～)

●支給対象者

平成28年度の市民税が非課税の方(課税者の扶養親族などや生活保護受給者などは除く)

※支給は1回限り

※対象となる可能性がある方には1月下旬に申請書を送付(予定)。



※DV(配偶者などからの暴力)で避難中の方、国内に住んでいたのに住民票が無い方は、実際に住んでいる場所で給付金を受け取れる場合があります。ご相談ください。



給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意!

江別市や厚生労働省が世帯構成や口座番号、暗証番号などを尋ねることはありません。

問い合わせ 臨時福祉給付金等事務室 ☎ 381-1092

消費生活 Q&A

「訪問販売お断り」なのに無理やり契約クーリング・オフはできる?

Q 「訪問販売お断り」ステッカーを玄関口に貼っていたのに、新聞の勧誘員がやってきた。何度も家に来たのでその都度「要りません」と断っていたが、しつこく勧められ、お米と洗剤の景品を玄関に置かれた。

「契約してもらえないと帰れない」と言われたので、仕方なく契約してしまった。契約は1年先で、期間は6か月だが、やはりやめたいと思った。契約書面をもらって6日目だがやめることはできるか。

セールス勧誘
お断り!

A 訪問販売で新聞購読の契約をした場合には、法律で定められた内容が記載された契約書面を受領して8日以内であればクーリング・オフを行うことができ、無条件で解約できます。相談者は契約して6日目だったため、クーリング・オフを使って、後日解約できました。

北海道消費生活条例では訪問販売を断るステッカーを貼っている場合、断りの意思表示としてその家への勧誘を禁止しています。断っているのにしつこく勧誘し、強引に数年先の新聞購読の契約を結ばせる、不適切な勧誘でトラブルになるケースが増えています。一度結んだ契約を解除するのは難しいため、契約日や契約期間の確認が必要です。景品にも惑わされないようにしましょう。すぐにドアを開けずに、必要がなければきっぱり断りましょう。

【消費生活の相談窓口】 江別市消費生活センター ☎ 381-1026